

産業廃棄物処理業及び処理施設許可関係事務取扱要領

| | |
|----|-------------|
| 制定 | 平成12年 3月24日 |
| 改正 | 平成16年 1月20日 |
| | 平成17年 9月 1日 |
| | 平成18年10月26日 |
| | 平成22年12月20日 |
| | 平成23年 4月 1日 |
| | 平成23年12月28日 |
| | 平成24年 7月 9日 |
| | 平成25年 6月 1日 |
| 適用 | 平成25年 6月 1日 |

第1章 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については、個別の決裁により事務処理されるものであること。

第2章 用語の定義

第1 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- 2 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 3 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- 4 条例 浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年浜松市条例第44号）をいう。
- 5 規則 浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年浜松市規則第64号）をいう。
- 6 役員 業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者（株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 7 登記簿記載事項証明書 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に定める登記簿に記載された事項を証明した書面
- 8 出資者等 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- 9 使用人 政令第6条の10に規定する使用人をいう。
- 10 登記事項証明書 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（登記されていないことの証明書）をいう。
- 11 適正処理条例 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成23年浜松市条例第44号）をいう。
- 12 県外産業廃棄物 適正処理条例第13条第1項に規定する県外産業廃棄物をいう。
- 13 積替保管施設 適正処理条例第12条に規定する積替え又は保管を行う施設をいう。
- 14 紛争予防条例 浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成17年浜松市条例第29号）をいう。
- 15 適正要綱 浜松市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成8年制定）をいう。
- 16 処理施設 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設並びに当該業の許可を要さない法第15条第1項で規定する施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- 17 事前協議対象施設 施設の設置や変更の際し、適正要綱第6条に基づく事前協議書の提出が義務付けられている処理施設をいう。
- 18 中間処理施設 処理施設のうち、埋立処分及び海洋投入処分を行う施設を除いた施設をいう。
- 19 最終処分場 処分施設のうち、埋立処分を行う施設をいう。
- 20 処理計画 法第6条に規定する一般廃棄物処理計画をいう。

- 21 優良認定業者 政令第6条の9第2号若しくは第6条の11第2号又は第6条の13第2号若しくは第6条の14第2号に掲げる者をいう。
- 22 定期検査 法第8条の2の2又は第15条の2の2に規定する定期検査をいう。
- 23 熱回収施設 法第9条の2の4又は第15条の3の3に規定する熱回収の機能を有する施設の適合認定を受けた施設をいう。

第3章 産業廃棄物処理業

第1 収集運搬業の許可申請又は届出等

1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は、許可証の交付時に申請者に返却するものとする。

| 区 分 | | 申請書様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|----------------------|------|-----------------------------------|-------------------------------------------|--------------|
| 産 業 廃 棄 物 | 新規許可 | 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第6号) | 別紙1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付資料チェックリスト」による。 | 正本1部 副本1部 |
| | 更新許可 | | | |
| | 変更許可 | | | |
| 特別管理 産 業 廃 棄 物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第12号) | 内容及び留意事項は下記(3)のとおり。 | |
| | 更新許可 | | | |
| | 変更許可 | | | |

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物だけを収集運搬することが明らかな場合を除いて、産業廃棄物収集運搬業の許可も併せて取得するよう指導すること。

イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(ふりがなを含む。)生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

また、平成23年4月1日に施行された改正政令に基づく収集運搬業許可の合理化による許可の失効の有無を確認すること。

ウ 更新許可申請書は標準処理期間(40日)を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までに提出することを原則とする。

更新許可申請書の受付後に、5年の許可期間を経過しても、更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。なお、5年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

エ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

オ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨を申請書に朱書きさせること。

カ 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

キ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

ク 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

ケ 積替保管の許可がない者が積替保管を行う場合には、適正要綱に基づく事前協議及び紛争予防条例の手続が完了していることを確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可

申請書添付資料チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が幾たびも発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合などには、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書に、様式第八号の添付書類省略理由書を添付させること。

事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第一号の1～4に記載するものとする。

イ 様式第一号の1中「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類を記入させること。

ウ 積替保管を行う場合には、様式第一号の3の「4. 収集運搬業務の具体的な計画」欄に「別紙事業概要書のとおり」とし、積替保管に係る事業概要書(様式第七号)を添付させること。

事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 車庫配置図

駐車場全体の写真を添付させること。

イ 付近の見取図

申請者が法人の場合には本社及び事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅及び事務所の付近の見取図を添付させること。

ウ 車両写真

運搬車両の斜め前方及び斜め後方からの写真等、自動車登録番号及び車体形状が判明し、運搬車の表示がされていることが確認できるものを添付させること。(ただし、表示に係る規定は、全く新規に許可申請する者には適用しない。)

エ 運搬容器の仕様書等

運搬容器の仕様書又は写真を添付させること。(積替えに使用する重機類等を含む。)

オ 積替保管施設の構造等

(ア) 積替保管施設の配置図

(イ) 積替保管施設の公図の写し

(ウ) 積替保管施設の写真(全景及び主要な部分を撮影したもの)

(エ) 積替えのための保管量算出の根拠を示す書類等

(オ) 最大積み上げ高さの根拠を示す書類等

(カ) 積替保管の管理体制を示す書類

(キ) 積替保管施設に係る他法令等の許認可証等の写し

(ク) 適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

(ケ) 紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

カ その他

感染性産業廃棄物の運搬施設は保冷車が望ましいが、十分な強度を有する密閉容器で運搬し、速やかに処分される場合は、必ずしも保冷車であることを要しないものであること。

産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業とで使用する運搬車両が重複しても構わないが、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物とを混合して運搬してはならないものであること。

事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

ア 運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写しを添付させること。

その際、所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めることとする。

賃貸借契約書又は使用承諾書などによる運搬車両の使用については、道路運送法などに抵触するおそれがあることや名義貸しの禁止規定の趣旨から、以下の場合を除き、認めないこととする。

(ア) 申請者が法人で、法人の代表者、役員又は使用人が使用者である場合

賃貸借契約書又は使用承諾書など車両を使用する権原を確認できる書類を添付させること。

(イ) 運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合賃貸借契約書又は使用承諾書など車両を使用する権原を確認できる書類に加え、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付させ、申請者の業務のみに従事することを確認すること。

- イ 既に他の許可業者が届け出て使用している運搬車両は認められないものであること。
- ウ 自動車検査証等の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。

エ 積載物品の制限

(ア) 土砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「同施行令」に規定されているとおりであるが、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

参考：土砂等とは、以下のものをいう。

- ・ 土
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）
- ・ 碎石
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- ・ 鋳さい、廃鋳及び石炭がら
- ・ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は碎石状の石炭石及びけいい砂

(イ) タンク車で廃油（汚泥に含まれる油分を除く。）を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第四類引火性液体の品名又は廃油が記載されていること。

(ウ) タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に消防法別表第六類酸化性液体の品名又は汚水が記載されていること。

オ 積替保管施設の土地の登記簿記載事項証明書（土地の所有者と申請者とが異なる場合は、使用賃貸契約書等の使用権原を証する書類）

事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センター発行の審査結果書（合格決定内容に限る。）をこれに代えることができるものとする。）。

なお、必ず本証と照合すること。

イ アの講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者、役員又は使用人）とする。

なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。

ウ 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は下表のとおりとする。

| 区 分 | | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
|-----------------------|------|-------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 産 業 廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 申請受付日前5年以内 |
| | | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 申請受付日前2年以内（注） |
| | 更新許可 | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 許可期限日前5年以内 |
| | | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 許可期限日前2年以内 |
| | 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 | |
| 特別管 理産 業 廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 申請受付日前5年以内 |
| | | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 申請受付日前2年以内（注） |
| | 更新許可 | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 許可期限日前5年以内 |

| | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------|------------|
| | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程 (更新) | 許可期限日前2年以内 |
| 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 | |

(注)現に収集運搬業の許可を取得している場合又は個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講している場合に限る。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、様式第二号に記載するものとする。

直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合)

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は確定申告書の写し及び法人税納税証明書とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同じのものとする。

イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、直近の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。

ウ 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。

エ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が個人である場合)

ア 資産に関する調書は、様式第三号とする。

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書の写し及び所得税納税証明書とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないため、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて著しく多い場合は、借入金の返済計画又は今後の経営改善に関する計画書を添付させること。(積替え保管を行う場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付)

定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記簿記載事項証明書の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正及び変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正及び変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで受理することも認めるものとする。ただし、その場合には、後日、改正後の定款又は寄附行為及び変更登記後の登記簿記載事項証明書を提出させること。

イ 登記簿記載事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。

申請者の住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が個人である場合)

住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものに限るものとする。)及び登記事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること(以下同じ)。

法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

役員(株主)の住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が法人である場合)

出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

誓約書(申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面)(様式第四号)

使用人の住民票の写し及び登記事項証明書

使用人の権限を証する書類（様式第五号）

使用人に該当する者がいる場合には、その権限を証明させること。

発生フローシート（様式第六号）

ア 発生フローシートは、排出事業所ごとに事業活動における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の発生過程、種類及び性状並びに処理委託予定業者名が具体的に記載されたものであり、事業所の所在地、名称及び代表者又は廃棄物の管理に関する責任者名が記名押印されたものであること。

イ 排出施設が政令別表に掲げる施設に該当する場合は、その施設の種類を具体的に記載させること。

ウ 発生フローシートでは廃棄物の種類が判別しにくい場合は、必要に応じて、写真を添付させること。

エ 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）対象物である産業廃棄物、ポリ塩化ビフェニル廃棄物、使用済自動車の再資源化等に関する法律対象物である廃自動車又は廃エアバッグ類を収集運搬する場合は、当該廃棄物に係る発生フローシートについて、これを省略することができるものであること。

オ 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ及び政令第 2 条第 13 号廃棄物については、排出事業所あてに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、別紙 2「分析項目一覧」によるものとする。

イ 試験検査成績書は、受付日前 1 年以内に交付されたものであること。

ウ 検査は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うよう指導すること。なお、引火点の測定については、計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うことが望ましいが、特に検査機関を定めないこととする。

エ 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し

ア 事業計画の概要を記載した書類に記載された予定運搬先処分業者の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

イ 特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物、使用済自動車の再資源化等に関する法律対象物である廃自動車又は廃エアバッグ類を収集運搬する場合は、当該廃棄物に係る処分業者の許可証等の写しについて、これを省略することができるものであること。

ウ 使用済自動車の再資源化等に関する法律対象物である廃自動車を収集運搬する場合は、予定運搬先の解体業者又は破碎業者の許可証の写しを添付させるものとする。

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物を収集運搬する場合は、日本環境安全事業株式会社の入門許可証の写しを添付させるものとする。

オ 運搬先が処分許可業者以外で、運搬後に当該廃棄物が再生利用される場合は、売買契約書の写し又はこれらに類する書類により、再生利用されていることを明らかにさせること。

カ 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

他県等の許可証・指定証の写し

ア 収集先又は運搬先の所在地が他都道府県又は政令市の場合は、当該他都道府県又は政令市の収集運搬業の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付させ、許可品目及び有効期限を確認すること。

イ 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

適正処理条例に基づく搬入処分協議書等の写し

ア 県外産業廃棄物を県内の処理施設に搬入し、処分する場合には、適正処理条例第 13 条第 4 項に規定する通知書の写しなど、排出事業者が事前協議をしていることを示す書類を添付させること。

イ 許可申請と同時に、排出事業者が当該事前協議を行う場合には、県外産業廃棄物搬入処分協議書の写しを添付させること。

21 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。更新前又は変更前の許可証は、更新後又は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

22 委託契約書の写し

更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る委託契約書の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

23 政令第6条の6第1号の通知の写し

特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、政令第6条の6第1号の通知（特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知）の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

(4) 優良認定業者の扱い

「優良産廃業者認定制度運用マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に基づき、所定の申出を行い基準に適合したものは、優良認定業者である旨を記載した許可証を交付すること。また、この場合の許可の有効期間は、7年とすること。

2 収集運搬業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称、積替え又は保管の場所に関する事項などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、変更届の内容が運搬車両などの許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出受理後に副本を返却するものとする。

また、廃止届の内容が収集運搬業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出受理後に副本を返却するものとする。

| 区 分 | | 届出書様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|-------------------|-----|----------------------------------------|-----------|------------------|
| 産 業 廃棄物 | 変更届 | 産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第 11 号） | 下記(3)のとおり | 正本 1 部 副本 1 部 |
| | 廃止届 | | 下記(4)のとおり | |
| 特別管 理産業 廃棄物 | 変更届 | 特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更） 届出書 （省令様式第 17 号） | 下記(3)のとおり | |
| | 廃止届 | | 下記(4)のとおり | |

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。

特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（ふりがなを含む。）生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

申請者が法人の場合には本社の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅の付近の見取図

登記簿記載事項証明書（申請者が法人である場合）

住民票の写し（申請者が個人である場合）

21 許可証の写し

イ 氏名又は名称の変更

定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書（申請者が法人である場合）

住民票の写し及び登記事項証明書（申請者が個人である場合）

21 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

- 登記簿記載事項証明書（役員変更の場合）
- 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- 役員の住民票の写し及び登記事項証明書（申請者が法人である場合）
- 出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿記載事項証明書（申請者が法人である場合）
- 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書
- 使用人の権限を証する書類

21 許可証の写し（法人の代表者の変更の場合）

工 事務所及び事業場の所在地の変更

事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

申請者が法人の場合には事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には事務所の付近の見取図

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

事業計画の概要を記載した書類

変更後の事業計画の概要を記載した書類（様式第一号の1～4）

事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の斜め前方及び斜め後方からの写真（自動車登録番号及び車体形状が判明し、運搬車の表示がされていることが確認できるものに限る。）

事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写し

(4) 廃止届の添付書類

ア 収集運搬業の一部廃止の場合

21 許可証の写し

イ 収集運搬業の全部廃止の場合

- ・ 許可証

3 収集運搬業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。なお、許可証の再交付時に副本を返却するものとする。

| 様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|--------------------------|------------------------|--------------|
| 許可証等再交付申請書 (規則様式第35号) | 許可証 (許可証を失ったときを除く。) | 正本1部 副本1部 |

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により市長あてに許可証を返納させること。

| 様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|---------|------|------|
| 許可証等返納書 | 許可証 | 正本1部 |

第2 処分業の許可申請又は届出等

1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は許可証の交付時に申請者に返却するものとする。

| 区 分 | | 申請書様式 | 添付書類 | 提出部数 | |
|-------------------|------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------|--|
| 産 業 廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第8号) | 別紙3「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付資料チェックリスト」による。 内容及び留意事項は下記(3)のとおり。 | 正本1部 副本1部 | |
| | 更新許可 | | | | |
| | 変更許可 | 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第10号) | | | |
| 特別管理 産業 廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第14号) | | | |
| | 更新許可 | | | | |
| | 変更許可 | 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第16号) | | | |

(2) 許可申請受理の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との混合物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業との両許可を取得させること。

イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(ふりがなを含む。)生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

ウ 更新許可申請書は、標準処理期間(40日)を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までに提出することを原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年の許可期間を経過しても、更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。なお、5年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

エ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

オ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨を申請書に朱書きさせること。

カ 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

キ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

ク 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

ケ 新規又は変更許可申請の際、適正要綱に基づく事前協議及び紛争予防条例の手続が必要な場合には、手続が完了していることを確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙4「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書添付資料チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が幾たびも発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合や特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合などには、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書に、様式第八号の添付書類省略理由書を添付させることとする。

事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第九号の1～5に記載するものとする。

イ 様式第九号の1中「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類を記入させること。

事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地

下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア 平面図、立面図、断面図（縦断及び横断面図）及び構造図のほか、処理施設（保管場所を含む。）の配置図を添付させること。

なお、保管施設は中間処理施設に隣接して設置するものとし、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠を示すものであること。

最終処分場については、実測求積図及び埋立容量計算書（更新許可申請の場合には、残面積及び残容量についての実測求積図及び埋立容量計算書）が必要であること。

ウ 処理施設の付近の見取図として、申請者が法人の場合には本社及び事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅及び事務所の付近の見取図を添付させること。

また、公図の写しとして、処理施設（保管の場所を含む。）の配置を図示したものと並びに処理施設に係る土地及びその隣接地の地番、地目及び所有者を明記するとともに、作製（謄写）者氏名及び作製（謄写）年月日を付記したものの各1部を添付させるものとする。

エ 最終処分場にあつては、周囲の地形及び地質に関する書類及び図面のほか、地下水の状況を明らかにする書類として、地下水等の試験検査成績書を添付させること。

地下水等の試験検査成績書は、新規許可申請の場合には、許可申請埋立開始前の周縁地下水等の測定結果を、また、更新許可申請の場合には、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）に規定する放流水、浸透水、周縁地下水等の1年以内の測定結果を記載したものとする。

オ 上記のほか、次の書類も添付させること。

(ア) 施設（保管場所を含む。）及び重機の写真

施設全景及び主要な施設を撮影したもの（保管場所の掲示板を含む。）

(イ) 中間処理施設にあつては、産業廃棄物処理工程図

(ウ) 保管量の上限を示す図面及び計算書

(エ) 保管高の上限を示す図面及び計算書（屋外で容器を用いずに保管する場合）

カ 法第15条施設にあつては、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可を受けたものと変更がない場合には、産業廃棄物処理施設許可証及び使用前検査確認通知書の写しを添付することにより、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を省略することができるものであること。

なお、当該施設を承継（譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続）した場合には、当該承継に係る許可証、認可証又は受理された相続届出書の写しを添付するものとする。

事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

ア 施設に係る土地の登記簿記載事項証明書

施設に係る土地の所有者と申請者とが異なる場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

イ 中間処理施設については、引き渡し証明書、売買契約書及び領収書等の代金受領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（埋立処分及び海洋投入処分を業として行う場合を除く。）

ア 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、様式第十号によるものとする。

イ 処分後の産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合は、処分委託契約書及び処理業者等の許可証の写し又はこれらに類する書類を添付させること。

ウ 処分後の産業廃棄物を自ら処理しようとする場合は、及び に準じた書類を添付させること。

エ 処分後のものが再生製品となる場合は、再生製品の製品規格等、再生製品が通常製品と同様に流通できることを証する書類及び再生製品の売買契約書の写し又はこれらに類する書類により、再生製品が廃棄物でないことを明らかにさせること。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し（海洋投入処分を業として行う場合）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第3号又は第4号の規定により廃棄物を海洋投入する場合には、海上保安庁長官の登録を受けなければならないものであること。

事業を行うに足る技術的能力を説明する書類

ア 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程の修了証の写しとする（必要に応じて、同センター発行の考査結果書（合格決定内容に限る。）をこれに代えることができるものとする。）。

なお、必ず本証と照合すること。

イ アの講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者、役員又は使用人）とする。

なお、法人の監査役は業務を行う役員とは考えられないので、修了者が監査役の場合は、申請者の能力に係る基準を満たしていないものとして取り扱うこと。

ウ 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は下表のとおりとする。

| 区 分 | | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
|-------------------------|------|------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 産 業 廃 棄 物 | 新規許可 | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規） | 申請受付日前 5 年以内 |
| | | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新） | 申請受付日前 2 年以内（注） |
| | 更新許可 | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規） | 許可期限日前 5 年以内 |
| | | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新） | 許可期限日前 2 年以内 |
| | 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続き在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 | |
| 特別管 理産 業 廃 棄 物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物の処分課程（新規） | 申請受付日前 5 年以内 |
| | | 特別管理産業廃棄物の処分課程（更新） | 申請受付日前 2 年以内（注） |
| | 更新許可 | 特別管理産業廃棄物の処分課程（新規） | 許可期限日前 5 年以内 |
| | | 特別管理産業廃棄物の処分課程（更新） | 許可期限日前 2 年以内 |
| | 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続き在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 | |

（注）現に処分業の許可を取得している場合又は個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講している場合に限る。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法は、様式第十一号に記載するものとする。

直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は確定申告書の写し及び法人税納税証明書とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同じのものとする。

イ 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、商法第 33 条第 2 項に規定する開業時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。

ウ 設立年度により 3 年分の書類が添付できない場合には、1 年分又は 2 年分の書類を添付すれば足りるものであること。

エ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

オ 直前 3 年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が個人である場合)

ア 資産に関する調書は、様式第十二号とする。

イ 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書の写し及び所得税納税証明書とする。ただし、申請者が直前3年間に給与所得者であった場合には、給与所得期間の所得税納税証明書は発行されないため、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなす。

ウ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足りる経理的基礎を有しているとは考えられないので、納税指導を行うこと。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

エ 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて著しく多い場合は、借入金の返済計画又は今後の経営改善に関する計画書を添付させること。(中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付)

定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記簿記載事項証明書「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正及び変更登記の後に申請させることを原則とするが、速やかに改正及び変更登記をする旨の誓約書等を添付させることで受理することも認めるものとする。ただし、その場合には、後日、改正後の定款又は寄附行為及び変更登記後の登記簿記載事項証明書を提出させること。

イ 登記簿記載事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること。

申請者の住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が個人である場合)

住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるものに限るものとする。)及び登記事項証明書は、受付日前3箇月以内に交付されたものであること(以下同じ。)

法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

役員の住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が法人である場合)

出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

誓約書(申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面)(様式第4号)

使用人の住民票の写し及び登記事項証明書

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。)

ア 分析を行う設備の配置図及び平面図

イ 分析機器の種類の一覧

ウ 分析を行う設備の所有権又は使用権原を証する書類

エ 放射性同位元素設備機器を使用する場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づく届出の受理を示す書類

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備は、別紙5に掲げる設備のうち、取り扱う廃棄物の種類に応じた設備が必要となる。

特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類(感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く。)

ア 学歴を証する書類(卒業証書の写し、卒業証明書又は資格を証する書類)

イ 実務経験を証する書類(雇用者の証明書)

なお、特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の資格は、別紙6のとおりである。

使用人の権限を証する書類

使用人に該当する者がいる場合には、その旨を様式第四号により証明させること。

発生フローシート(様式第六号)

ア 発生フローシートは、排出事業所ごとに事業活動における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の発生過程、種類及び性状並びに処理委託予定業者名が具体的に記載されたものであり、事業所の所在地、名称及び代表者又は廃棄物の管理に関する責任者名が記名押印されたものであること。

イ 排出施設が政令別表に掲げる施設に該当する場合は、その施設名等を具体的に記載させること。

ウ 発生フローシートでは廃棄物の種類が判別しにくい場合は、必要に応じて、写真を添付させること。

エ 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

21 試験検査成績書の写し

- ア 取り扱う産業廃棄物(海洋投入処分されるものを除く。)のうち汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所あてに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、別紙2「分析項目一覧」によるものとする。
- イ 試験検査成績書は、受付日前1年以内に交付されたものであること。
- ウ 検査は、公的機関又は計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うよう指導すること。なお、引火点の測定については、計量法の登録を受けた環境計量証明事業所で行うことが望ましいが、特に検査機関を定めないこととする。
- エ 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

22 適正処理条例に基づく搬入処分協議書等の写し

- ア 県外産業廃棄物を県内の処理施設に搬入し、処分する場合には、適正処理条例第13条第4項に規定する通知書の写しなど、排出事業者が事前協議をしていることを示す書類を添付させること。
- イ 許可申請と同時に、排出事業者が当該事前協議を行う場合には、受理された県外産業廃棄物搬入処分協議書の写しを添付させること。

23 他法令等許認可証等の写し

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれらを取得させることが望ましいが、やむを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

24 許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付させること。更新前又は変更前の許可証は、更新後又は変更後の許可証を交付する際に引き換えるものとする。

25 委託契約書の写し

更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に係る委託契約書の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

26 政令第6条の6第1号の通知の写し

特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請の場合には、委託基準遵守の確認のため、政令第6条の6第1号の通知(特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知)の写しを添付させること。なお、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目を確認できる一部の事業計画に係るものみの添付で構わないこと。

27 適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し(取扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を変更する場合を除く。)

28 紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し(取扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を変更する場合を除く。)

(4) 優良認定業者の扱い

「優良産廃業者認定制度運用マニュアル」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)に基づき、所定の申出を行い基準に適合したものは、優良認定業者である旨を記載した許可証を交付すること。また、この場合の許可の有効期間は、7年とすること。

2 処分業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を市長に提出させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出受理時に副本を返却するものとする。

また、廃止届の内容が処分業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出受理時に副本を返却するものとする。

| 区 分 | | 届出書様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|-----|-----|-------------------|-----------|------|
| 産 業 | 変更届 | 産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書 | 下記(3)のとおり | 正本1部 |

| | | | | |
|-----------|-----|---------------------|-----------|--------|
| 廃棄物 | 廃止届 | (省令様式第 11 号) | 下記(4)のとおり | 副本 1 部 |
| 特別管理産業廃棄物 | 変更届 | 特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更) | 下記(3)のとおり | |
| | 廃止届 | 届出書 (省令様式第 17 号) | 下記(4)のとおり | |

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。
特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名(ふりがなを含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記簿記載事項証明書と照合すること。

(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、概ね次のとおりとする。

ア 住所の変更

事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

申請者が法人の場合には本社の付近の見取図、申請者が個人の場合には自宅の付近の見取図

登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が個人である場合)

24 許可証の写し

イ 氏名又は名称の変更

定款又は寄附行為及び登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

住民票の写し(申請者が個人である場合)

24 許可証の写し

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

登記簿記載事項証明書(役員変更の場合)

法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

役員の住民票の写し及び登記事項証明書(申請者が法人である場合)

出資者等の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿記載事項証明書(申請者が法人である場合)

使用人の住民票の写し及び登記事項証明書

使用人の権限を証する書類

24 許可証の写し(法人の代表者の変更の場合)

エ 事務所及び事業場の所在地の変更

事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

申請者が法人の場合には事務所の付近の見取図、申請者が個人の場合には事務所の付近の見取図

オ 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

事業計画の概要を記載した書類

変更後の事業計画の概要を記載した書類(様式第八号の1~5)

事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

事業の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類

(4) 廃止届の添付書類

ア 処分業の一部廃止の場合

24 許可証の写し

イ 処分業の全部廃止の場合

- ・ 許可証

3 処分業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、許可証の再交付時に副本を申請者に返却するものとする。

| 様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|--------------------------|------------------------|--------------|
| 許可証等再交付申請書 (規則様式第31号) | 許可証 (許可証を失ったときを除く。) | 正本1部 副本1部 |

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、次により市長あてに許可証を返納させること。

| 様式 | 添付書類 | 提出部数 |
|---------|------|------|
| 許可証等返納書 | 許可証 | 正本1部 |

第3 許可証の交付

1 統一許可番号(11桁)の交付手続き

(1) 統一許可番号を有しない者から、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を受理した段階で、申請者名(法人にあっては代表者の氏名)、住所及び電話番号を環境省へ連絡する。

(2) 別紙7の「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可証の許可番号」により、環境省で付された当該業者の固有番号(6桁)の前に浜松市の5桁の番号を加え、11桁の統一許可番号として当該許可証に付する。

(3) 他都道府県等で統一許可番号を有している場合には、その固有番号を付与することとし、許可番号リストによる連絡は必要ない。

ただし、複数の都道府県等で付された固有番号(6桁)が異なっている場合には、固有番号の重複付与の可能性があるので、確認の意味で許可番号リストによる連絡をすること。

2 許可日の取扱い

(1) 許可の年月日は、決裁の日とする。許可の有効期間は通常5年であるので、許可の有効年月日は、5年経過後の許可日に相当する日の前日となる。ただし、最後の月に相当する日がない場合は、その月の末日とする(民法第143条、暦による計算による)。特に、3月1日が許可日となる場合は、許可の有効年月日に注意すること。

例1： 許可の年月日 平成11年11月11日
 許可の有効年月日 平成16年11月10日

例2： 許可の年月日 平成12年2月29日
 許可の有効年月日 平成17年2月28日

(2) 運搬先処理施設設置者が、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可(新規又は変更に限る。)申請中の場合にあっては、産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物処分業の許可日を統一するので、許可に当たっては、運搬先許可担当部署と協議すること。

3 許可証の記載

(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 「積替え及び保管を除く」又は「積替え及び保管を含む」と記載すること。

(イ) 「産業廃棄物の種類」を別紙8「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表」の順に記載し、「以上種類」と合計種類数を記載すること。

イ 積替え又は保管を行う場所の所在地及び面積並びに積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

アの(ア)で、積替え及び保管を含むに該当する場合に記載し、その他の場合は「****」とすること。

表面に記載できない場合は、「裏面のとおり」と記載し、裏面にその内容を記載すること。

ウ 許可の条件

許可に当たり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。

例えば、運搬経路又は搬入時間帯を指定することなどが考えられる。

エ 許可の更新又は変更の状況

更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規許可の場合は、1行目に「****」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、それ以前の変更届又は廃止届による書換の履歴は削除することとする。

例1：新規許可の場合

例2：変更許可の場合

平成9年10月9日 新規許可

平成11年12月1日 変更許可

例3：更新許可の場合

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月1日 更新許可

例4：変更届による書換えの場合

平成6年10月9日 新規許可

平成8年4月1日 住所変更に伴う書換

平成9年11月1日 変更許可

平成10年6月29日 代表者変更に伴う書換

平成11年1月14日 一部廃止に伴う書換

平成11年3月1日 許可証の再交付

例5：変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合

例4の場合で、平成11年10月9日に更新許可を行うと、

平成6年10月9日 新規許可

平成11年10月9日 更新許可

オ その他

許可証の住所は、原則として県名から記載すること。また、法人の名称については、(株)(有等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、市長印を押印すること。

(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

事業の区分として「中間処分」又は「最終処分」と記載し、次に処分の方法と取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類を別紙8「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表」の順に記載すること。

例：破碎処分 - 廃プラスチック類、木くず、金属くず

イ 事業の用に供するすべての施設

施設の種類、設置場所、設置年月日、許可年月日、許可番号及び処理能力を記載する。

表面に記載できない場合は、「裏面のとおり」とし、裏面にその内容を記載すること。

(ア) 施設の種類の

例えば、焼却施設、破碎施設、埋立施設と記載する。

(イ) 設置場所

施設が設置されている代表地番と他筆と記載する。

- (ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号
次表のとおりとする。

| | 設 置 年 月 日 | 設 置 許 可 年 月 日 | 設 置 許 可 番 号 |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 法第 15 条第 1 項の規定による 許可施設 | 処分業の用に供 する施設として 処分業の(変更) 許可された年月 日又は変更届受 理年月日 | 設置許可証の年 月日 ^(注2) | (変更)許可番 号 |
| 平成 4 年 7 月 4 日前になされた 届出施設 | | 審査通知書の年 月日 ^(注2) | 審査通知書の 番号 |
| 平成 9 年政令第 269 号の施行に 伴ったみなし許可施設 ^(注1) | | 平成 9 年 12 月 1 日 ^(注2) | みなし許可 番号 |
| 平成 12 年政令第 493 号の施行に 伴ったみなし許可施設 | | 平成 13 年 2 月 1 日 ^(注2) | みなし許可 番号 |
| 上記以外 | | | |

(注 1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。

(注 2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を併記する。

(I) 処理能力

処分する産業廃棄物ごとの処理能力を記載することとする。

なお、最終処分場については、埋立地の面積及び埋立容量を記載するものとし、産業廃棄物ごとの記載は不要である。

ウ 許可の条件

許可に当たり、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付す場合に記載すること。

例えば、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられる。

エ 許可の更新又は変更の状況

(1)のエの例による。

オ その他

(1)のオの例による。

4 許可証交付時の留意事項

(1) 許可証の交付

許可証の交付は許可日当日に行うことを原則とするが、更新許可の場合の許可日が土日又は祝日等にあたる場合には、事前交付も可能とする。なお、更新許可、変更許可及び書換を伴う変更届又は廃止届に係る許可証の交付は、旧許可証と引き換えとすること。

(2) 委託契約の締結の指導

委託基準に基づく適正な委託が行われるよう、排出事業者と産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者との間の二者契約及び排出事業者と産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者との間の二者契約を徹底するよう指導すること。

(3) 試験検査の実施の指導

試験検査の必要な産業廃棄物については、排出事業所が年 1 回以上実施すべきものであることを、処理業者に対しても周知すること。

(4) 各種報告義務の周知

処理業許可に係る届出のほか、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における処理の実績を記載した下記の報告書を提出しなければならないことを周知すること。

- ア 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬実績報告書(規則様式第 27 号)
- イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者
産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分実績報告書(規則様式第 28 号)

5 標準処理期間

許可申請に対する標準処理期間は、収集運搬業許可関係・処分業許可関係とも 40 日となっているので、迅速かつ公平な処理を図ること。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請は通常の態様の申請とみられないことから、通常要すべき標準的な期間の解釈として、標準処理期間には、申請書の補正に要する期間は含まれない。

第4章 廃棄物処理施設

第1 産業廃棄物処理施設設置の許可申請又は届出等

1 産業廃棄物処理施設設置許可の申請

(1) 添付書類

省令第 11 条第 6 項で規定するもののほか、施設の区分別に次の書類を添付させること。

ア 共通書類

(ア) 処理施設の概要を記載した書類（中間処理施設の場合は様式第十三号の 1、最終処分場の場合は様式第十三号の 2）

(イ) 他法令等の許認可証等の写し（手続き中の場合はその旨を示す書類）

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

ウ 事前協議対象外施設

(ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類

(イ) 保管施設の構造を示す図面

(ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し（申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類）

エ 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

イ 技術管理者

使用開始時までに技術管理者を確保するよう十分指導すること。

ウ 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

エ 許可番号の付与

産業廃棄物処理施設設置許可証に記載する許可番号は、別紙 9 に従って付与するものとする。

オ 直前 3 年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの
設置許可申請の標準処理期間は 120 日とする。

イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの
設置許可申請の標準処理期間は 40 日とする。

2 産業廃棄物処理施設変更許可の申請

(1) 添付書類

省令第 12 条の 9 第 3 項で規定するもののほか、施設の区分別に次の書類を添付させること。

ア 共通書類

(ア) 処理施設の概要を記載した書類（中間処理施設の場合は様式第十三号の1、最終処分場の場合は様式第十三号の2）

(イ) 他法令等の許認可証等の写し（手続き中の場合はその旨を示す書類）

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

ウ 事前協議対象外施設

(ア) 処理施設の所有権又は使用权原を証する書類

(イ) 保管施設の構造を示す図面

(ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し（申請者が所有権を有しない場合は、その使用权原を証する書類）

エ 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取寄せさせることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

イ 処理施設の概要書

変更部分を明示すること。

ウ 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

エ 許可番号の付与

産業廃棄物処理施設設置許可証に記載する許可番号は、別紙9に従って付与するものとする。

オ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの
設置許可申請の標準処理期間は120日とする。

イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの
設置許可申請の標準処理期間は40日とする。

3 産業廃棄物処理施設使用前検査の申請

(1) 添付書類

省令第12条の4第2項の「その他参考になる書類又は図面」は、次のとおりとする。

ア 竣工写真（施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）

イ 関係法令の規定による許可等の状況（様式第十四号）

ウ 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

ア 検査内容

申請内容との相違の有無について確認を行うものとする。

イ 検査不適の場合

検査の結果申請内容と相違があった場合は、申請内容どおり施工させ再検査すること。

ウ 検査確認通知

検査の結果申請内容どおり施工されている場合は、申請者に産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書（様式第十五号）を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

使用前検査申請の標準処理期間は 30 日とする。
変更申請に伴う使用前検査申請の標準処理期間は 30 日とする。

4 産業廃棄物処理施設軽微変更届

(1) 添付書類

省令第 12 条の 10 の 2 第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 廃止にあつては、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証

(2) 留意事項

ア 廃止及び休止にあつては、産業廃棄物の全量が適正処理されたことを確認した後受理すること。

5 産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可の申請

(1) 添付書類

省令第 12 条の 11 の 4 第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

イ 譲渡者に当該施設に係る環境保全協定が存在するときは、その継続についての確認ができるもの。

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあつて、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

譲受け等許可申請の標準処理期間は 40 日とする。

6 産業廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請

(1) 添付書類

省令第 12 条の 11 の 5 第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

イ 譲渡者に当該施設に係る環境保全協定が存在するときは、その継続についての確認ができるもの。

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあつて、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

合併分割認可申請の標準処理期間は 40 日とする。

7 産業廃棄物処理施設相続届

(1) 添付書類

省令第 12 条の 12 第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

イ 譲渡者に当該施設に係る環境保全協定が存在するときは、その継続についての確認ができるもの。

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあつて、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

8 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請

(1) 添付書類

省令第12条の11の2第2項で規定する書類を添付させること。

ア 公図（埋立区域を記載したもの）

イ 廃止時の処理施設の写真（処理施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）

(2) 留意事項

ア 廃止基準に適合していること。

イ 計画どおりの土木工事が完了していること。

(3) 標準処理期間

廃止確認申請の標準処理期間は30日とする。

第2 一般廃棄物処理施設設置の許可申請又は届出等

1 一般廃棄物処理施設設置許可の申請

(1) 添付書類

規則第10条第2項で規定するもののほか、施設の区別に次の書類を添付させること。

ア 共通書類

(ア) 処理施設の概要を記載した書類（中間処理施設の場合は様式第十三号の1、最終処分場の場合は様式第十三号の2）

(イ) 他法令等の許認可証等の写し（手続き中の場合はその旨を示す書類）

(ロ) 処理計画に適合することを示す書類

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

ウ 事前協議対象外施設

(ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類

(イ) 保管施設の構造を示す図面

(ロ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し（申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類）

エ 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア 処理計画

処理計画に適合するものであることを処理計画の所管課に確認すること。

イ 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

ウ 技術管理者

使用開始時まで技術管理者を確保するよう十分指導すること。

エ 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

オ 許可番号の付与

一般廃棄物処理施設設置許可証に記載する許可番号は、別紙9に従って付与するものとする。

カ 直前3年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの
設置許可申請の標準処理期間は120日とする。

イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの

設置許可申請の標準処理期間は 40 日とする。

2 一般廃棄物処理施設変更許可の申請

(1) 添付書類

規則第 14 条第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 共通書類

(ア) 処理施設の概要を記載した書類（中間処理施設の場合は様式第十三号の 1、最終処分場の場合は様式第十三号の 2）

(イ) 他法令等の許認可証等の写し（手続き中の場合はその旨を示す書類）

(ウ) 処理計画に適合することを示す書類

イ 事前協議対象施設

適正要綱に基づく事前協議完了通知書の写し

ウ 事前協議対象外施設

(ア) 処理施設の所有権又は使用権原を証する書類

(イ) 保管施設の構造を示す図面

(ウ) 処理施設に係る土地の登記簿の謄本及び公図の写し（申請者が所有権を有しない場合は、その使用権原を証する書類）

エ 紛争予防条例対象施設

紛争予防条例に規定する環境保全協定書の写し又はあっせん打切り通知の写し

(2) 留意事項

ア 処理計画

処理計画に適合するものであることを処理計画の所管課に確認すること。

イ 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

ウ 処理施設の概要書

変更部分を明示すること。

エ 許可申請

紛争予防条例対象施設については、正当な理由がなく、紛争予防条例の手続き終了前に許可申請を行った場合、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者と認め、許可をしてはならないものとする。

オ 許可番号の付与

一般廃棄物処理施設設置許可証に記載する許可番号は、別紙 9 に従って付与するものとする。

カ 直前 3 年の各事業年度の当期純利益がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付させること。また、債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書又は金融機関の融資証明等、経理的基礎を有することを確認できる書類を添付させること。

(3) 標準処理期間

ア 法第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの

設置許可申請の標準処理期間は 120 日とする。

イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの

設置許可申請の標準処理期間は 40 日とする。

3 一般廃棄物処理施設使用前検査の申請

(1) 添付書類

省令第 4 条の 4 第 2 項の「その他参考になる書類又は図面」は、次のとおりとする。

ア 竣功写真（施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）

イ 関係法令の規定による許可等の状況（様式第十四号）

ウ 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

ア 検査内容

申請内容との相違の有無について確認を行うものとする。

イ 検査不適の場合

検査の結果申請内容と相違があった場合は、申請内容どおり施工させ再検査すること。

ウ 検査確認通知

検査の結果申請内容どおり施工されている場合は、申請者に一般廃棄物処理施設使用前検査確認通知書（様式第十五号）を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

使用前検査申請の標準処理期間は 30 日とする。

変更申請に伴う使用前検査申請の標準処理期間は 30 日とする。

4 一般廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可の申請

(1) 添付書類

規則第 19 条第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

譲受け等許可申請の標準処理期間は 40 日とする。

5 一般廃棄物許可施設設置法人合併又は分割の認可の申請

(1) 添付書類

規則第 20 条第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

(3) 標準処理期間

合併分割認可申請の標準処理期間は 40 日とする。

6 一般廃棄物処理施設相続届

(1) 添付書類

規則第 21 条第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

ア 他法令等の許認可

申請を行うにあたって、他法令等の許認可等が必要な場合は、申請に先立ちできる限りそれを取得させることが望ましいが、止むを得ない場合は並行してその手続きを進めさせるものとする。

7 一般廃棄物処理施設軽微変更届

(1) 添付書類

規則第 16 条第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

廃止にあっては、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証

(2) 留意事項

廃止にあつては、一般廃棄物の全量が適正処理されたことを確認した後受理すること。

8 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届

(1) 添付書類

規則第 17 条第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

埋立終了時の処理施設の写真（処理施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）

9 一般廃棄物処理施設の特例設置届・変更届・廃止届

省令第 12 条の 7 の 7 第 2 項及び第 5 項の届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更・廃止届出書（様式第十九号）を用いるものとする。

また、省令第 12 条の 7 の 7 第 4 項の規定による受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置に係る届出受理書（様式第二十号）を用いるものとする。

(1) 設置届の添付書類

省令第 17 条第 3 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

処理計画に適合することを示す書類

(2) 変更届・廃止届の添付書類

届出受理書（原本）

10 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請

(1) 添付書類

省令第 5 条の 5 の 2 第 2 項で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

ア 公図（埋立区域を記載したもの）

イ 廃止時の処理施設の写真（処理施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）

(2) 留意事項

ア 廃止基準に適合していること。

イ 計画どおりの土木工事が完了していること。

(3) 標準処理期間

廃止確認申請の標準処理期間は 30 日とする。

第 3 定期検査

1 産業廃棄物処理施設の定期検査の申請

(1) 添付書類

省令様式第 20 条の 2 による申請書のほか、次の書類を添付させること。

ア 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

イ 施設の写真（施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）

ウ 関係法令の規定による許可等の状況（様式第十四号）

エ 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

ア 定期検査を受けるべき期限の 3 箇月前までに申請させること。

イ 「廃棄物処理施設の定期検査のガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課産業廃棄物課）に基づき審査すること。

ウ 検査結果通知

検査結果の適否に関わらず、省令様式第 20 号の 3 による検査結果通知を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

産業廃棄物処理施設の定期検査申請の標準処理期間は 30 日とする。

2 一般廃棄物処理施設の定期検査の申請

(1) 添付書類

規則第 12 条の 2 第 1 項で規定する申請書のほか、次の書類を添付させること。

ア 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- イ 施設の写真（施設の全景及び主要な部分を撮影したもの）
- ウ 関係法令の規定による許可等の状況（様式第十四号）
- エ 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

- ア 定期検査を受けるべき期限の3箇月前までに申請させること。
- イ 「廃棄物処理施設の定期検査のガイドライン」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課産業廃棄物課）に基づき審査すること。
- ウ 検査結果通知
検査結果の適否に関わらず、省令様式第20号の3に準じて作成する検査結果通知を交付するものとする。

(3) 標準処理期間

産業廃棄物処理施設の定期検査申請の標準処理期間は30日とする。

第4 熱回収施設

1 産業廃棄物熱回収施設適合認定の申請

(1) 添付書類

省令第12条の11の5で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

- ア 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき審査すること。

(3) 標準処理期間

産業廃棄物熱回収施設適合認定申請の標準処理期間は30日とする。

2 一般廃棄物熱回収施設適合認定の申請

(1) 添付書類

省令第5条の5の5で規定するもののほか、次の書類を添付させること。

- ア 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 留意事項

「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき審査すること。

(3) 標準処理期間

一般廃棄物熱回収施設適合認定申請の標準処理期間は30日とする。

第5 形質変更届

(1) 添付書類

省令第12条の35第2項で規定する書類を添付させること。

(2) 留意事項

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」（廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討会）に基づき審査する。

| 項目 | 許可区分 | 産業廃棄物 収集運搬業 | | | 特別管理 産業廃棄物 収集運搬業 | | | 備考 |
|----|---------------------------------------------------------|----------------|----|----|------------------------|----|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| | (法人) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | | | | | | | 確定申告書の写し、同申告書に添付される貸借対照表及び損益計算書並びに納税証明書 |
| | (個人) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | | | | | | | 様式第三号、確定申告書の写し及び納税証明書 |
| | (法人) 定款又は寄附行為 | | | | | | | |
| | (法人) 登記簿の謄本 | | | | | | | 発行後3ヶ月以内のもの |
| | (個人) 申請者の住民票の写し及び登記事項証明書 | | | | | | | |
| | 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書 | | | | | | | 住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。(外国人の場合は、外国人登録証明書) |
| | (法人) 役員の住民票の写し及び登記事項証明書 | | | | | | | 発行後3ヶ月以内のもの |
| | (法人) 出資者等(個人)の住民票の写し及び登記事項証明書 | | | | | | | |
| | (法人) 出資者等(法人)の登記簿の謄本 | | | | | | | |
| | 欠格要件非該当誓約書 | | | | | | | 様式第四号 |
| | 使用人の住民票の写し及び登記事項証明書 | | | | | | | 住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。(外国人の場合は、外国人登録証明書) |
| | 使用人の権限を証する書類 | | | | | | | 様式第五号 |
| | 発生フローシート | | | | | | | 様式第六号 排出事業者の記名押印が必要 PCB廃棄物、家電リサイクル法又は自動車リサイクル法対象物である産業廃棄物を収集する場合には、省略可。 |
| | 試験検査成績書の写し | | | | | | | 特別管理産業廃棄物か否かの確認のため |
| | 予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し | | | | | | | PCB廃棄物、家電リサイクル法又は自動車リサイクル法対象物である産業廃棄物を収集する場合には、省略可。 |
| | 他県等の許可証・指定証の写し | | | | | | | 収集運搬区域が市外の場合 |
| | 県外要綱に基づく搬入処分協議書等の写し | | | | | | | 県外から市内へ搬入する場合 |
| 21 | 許可証の写し | / | | | / | | | 更新・変更許可申請時のみ添付 |
| 22 | 委託契約書の写し | / | | | / | | | 更新許可申請時のみ添付 |
| 22 | 政令第6条の6第1号の通知の写し | / | | | / | | | 特別管理産業廃棄物の更新許可申請時のみ添付 |

* ~ は、省令で規定されている添付書類

：必ず添付が必要な書類

：該当すれば、添付が必要な書類

：変更がない場合、添付を省略できる書類

/：添付を必要としない書類

<注> 同一の許可権者に対して複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できる(例えば、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請を同時に行う場合など)。この場合、省略する

申請書には添付書類省略理由書（様式第八号）を添付すること。

別紙 2

分析項目一覧

| 分析項目 | 汚泥 | 燃え殻 | ばいじん | 鉱さい | 廃酸 廃アルカリ | 廃油 |
|-----------------|-----|-----|------|-----|-------------|----|
| 水素イオン濃度指数 | | | | | | |
| アルキル水銀化合物 | * 1 | | * 1 | * 1 | * 1 | |
| 水銀又はその化合物 | | | | | * 2 | |
| P C B | * 2 | | | | * 2 | |
| カドミウム又はその化合物 | | | | | * 2 | |
| 鉛又はその化合物 | | | | | * 2 | |
| 有機燐化合物 | * 2 | | | | * 2 | |
| 六価クロム化合物 | | | | | * 2 | |
| 砒素又はその化合物 | | | | | * 2 | |
| シアン化合物 | | | | | * 2 | |
| トリクロロエチレン | * 2 | | | | * 2 | |
| テトラクロロエチレン | * 2 | | | | * 2 | |
| ジクロロメタン | * 2 | | | | * 2 | |
| 四塩化炭素 | * 2 | | | | * 2 | |
| 1,2-ジクロロエタン | * 2 | | | | * 2 | |
| 1,1-ジクロロエチレン | * 2 | | | | * 2 | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | * 2 | | | | * 2 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | * 2 | | | | * 2 | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | * 2 | | | | * 2 | |
| 1,3-ジクロロプロペン | * 2 | | | | * 2 | |
| チラウム | * 2 | | | | * 2 | |
| シマジン | * 2 | | | | * 2 | |
| チオベンカルブ | * 2 | | | | * 2 | |
| ベンゼン | * 2 | | | | * 2 | |
| セレン | * 2 | * 2 | * 2 | * 2 | * 2 | |
| 1,4-ジオキサン | * 2 | * 2 | * 2 | * 2 | * 2 | |
| ダイオキシン類 | * 3 | * 4 | * 4 | | | |
| 含水率 | | | | | | |
| 熱しゃく減量 | | | | | | |
| 油分 | | | | | | |
| 引火点 | | | | | | |

- 1 産業廃棄物の試験検査は、排出事業所が年1回以上行うものである。
- 2 印、印は、実施すべき分析項目を示す。
- 3 印については、必ず実施すべき分析項目を示す。
- 4 印については、次により省略することができる。
 - (* 1) 総水銀が検出されなければ省略することができる。
 - (* 2) 政令で定める事業所（いわゆる特定排出事業所）に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができる。
 - (* 3) 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）に該当しない場合にあつては、省略することができる。
 - (* 4) 廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができる。
- 5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱うこと。
- 6 過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごと分析すること。
- 7 前項の規定にかかわらず、次の汚泥の分析は省略することができる。

- (1) 食料品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができる。
 - (2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外は省略することができる。
 - (3) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができる。
 - (4) 鋳物廃砂については、全項目省略することができる。
- 8 製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物（バッテリー、試薬等）については、廃棄物対策課と協議の上、省略することができる。

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度に基づく適合性の確認手続き

1 制度の概要

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を自らの判断により選択することができるよう、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合する産業廃棄物処理業者については、産業廃棄物処理業の許可の更新、変更等の際に提出する添付書類の一部を省略でき、適合の旨を許可証に記載する評価制度が、廃棄物処理法施行規則の一部改正により創設されたことに伴い、評価基準の適合性の確認手続きを以下のとおり定める。

2 評価基準の概要

評価基準は次の3項目全てに適合することを要件とする。

(1) 遵法性

廃棄物処理法、浄化槽法等に基づく不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

(2) 情報公開

許可の申請の際、次の期間にわたり、会社情報、許可の内容、施設及び処理の状況、財務諸表、料金の提示方法、組織体制、地域融和の7つの項目の全てをインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

| 許可の申請がされた日 | 基準適合に要する情報公開の期間 |
|-----------------------|----------------------------|
| 平成18年10月1日～平成23年3月31日 | 平成18年4月1日から許可の申請がされた日までの期間 |
| 平成23年4月1日以降 | 5年 |

(3) 環境保全への取組

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める次の認証制度のいずれかにより認められていること。

ア ISO14001 規格

イ エコアクション 21

ウ 財団法人地球環境戦略研究機関がエコアクション 21 と適合性の評価の基準その他の認証に係る事項等の評価について同程度以上のものとして相互に認証した規格に適合しているものとして行う認証制度

3 評価基準適合性の確認手続き

(1) 確認を受ける時期

ア 産業廃棄物処理業の更新許可及び変更許可を申請する際

イ 他の都道府県等において許可を取得して5年以上業を営んでいる産業廃棄物処理業者が、これと同じ許可区分で新規許可を申請する際

(2) 提出書類

許可申請書類（添付を省略できる書類を除く。）に併せて、次の書類等を提出する。

ア 申出書【別紙3(1)】

イ 廃棄物処理法、浄化槽法又は廃棄物処理法施行令第4条の6に規定する環境保全法令の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない旨の申告書【別紙3(2)】

ウ 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証等の写し

(3) 添付を省略できる書類

上記(2)の書類等を提出した場合は、次の書類を省略して許可申請をすることができる。

ただし、評価基準の適合性が確認されない場合には、提出することになる。

- ア 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）。
 - イ 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類。
 - ウ 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書。
- (4) 適合性の公表等
- 評価基準の適合性が確認された場合には、許可証にその旨を記載するとともに、ホームページで公表する。

別紙 4

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト

申請者名: _____

| 項目 | 許可区分 | | | 特別管理 産業廃棄物 処分業 | | | 備考 | |
|---------------------------------------------------------|------|----|----|----------------------|----|----|-----------------------------------------|-----------------|
| | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | | |
| 事業計画の概要を記載した書類 | | | | | | | 様式第九号の1～5 | |
| 事業の用に供する施設 | | | | | | | 保管の場所を含む。 | |
| 平面図、立面図、断面図、構造図 | | | | | | | 最終処分場は、面積及び容量 | |
| 設計計算書 | | | | | | | | |
| 付近の見取図 | | | | | | | | |
| 地形地質図等 | | | | | | | | 法第15条以外の最終処分場のみ |
| 地下水状況図 | | | | | | | | 法第15条以外の最終処分場のみ |
| 施設配置図 | | | | | | | | |
| 公図の写し | | | | | | | | |
| 施設及び重機の写真等 | | | | | | | | |
| 地下水等試験検査成績書 | | | | | | | | |
| 残面積・残容量実測図 | | | | | | | | |
| 施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類 | | | | | | | | |
| 土地登記簿謄本 | | | | | | | | |
| 土地使用権限書類 | | | | | | | | |
| 施設使用権限書類 | | | | | | | | |
| 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | | | | | | | 様式第十号 中間処分のみ | |
| 海洋処分登録済証の写し | | | | | | | 海洋投入処分のみ | |
| 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 | | | | | | | 講習会修了証の写しとする。 | |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 | | | | | | | 様式第十一号 | |
| (法人) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | | | | | | | 確定申告書の写し、同申告書に添付される貸借対照表及び損益計算書並びに納税証明書 | |
| (個人) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | | | | | | | 様式第十二号、確定申告書の写し及び納税証明書 | |

| 項目 | 許可区分 | 産業廃棄物 処 分 業 | | | 特別管理 産業廃棄物 処 分 業 | | | 備 考 |
|----|---------------------------------------------------|----------------|----|----|------------------------|----|----|--------------------------------------------------|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| | (法人)定款又は寄附行為 | | | | | | | |
| | (法人)登記簿の謄本 | | | | | | | |
| | (個人)申請者の住民票の写し及び 登記証明書 | | | | | | | 住民票の写しは、本籍の記載のあるもの に限る。(外国人の場合は、外国人登録 証明書) |
| | 法定代理人の住民票の写し及び登記 証明書 | | | | | | | |
| | (法人)役員の住民票の写し及び登 記証明書 | | | | | | | |
| | (法人)出資者等(個人)の住民票 の写し及び登記証明書 | | | | | | | |
| | (法人)出資者等(法人)の登記簿の 謄本 | | | | | | | |
| | 誓約書 | | | | | | | 様式第四号 |
| | 使用人の住民票の写し及び登記証明 書 | | | | | | | 住民票の写しは、本籍の記載のあるもの に限る。(外国人の場合は、外国人登録 証明書) |
| | 特別管理産業廃棄物の性状の分析を 行う設備の概要を記載した書類 | / | / | / | | | | 感染性廃棄物又は廃石綿を除く。 |
| | 特別管理産業廃棄物の性状の分析を 行う者が十分な知識及び技能を有す ることを証する書類 | / | / | / | | | | |
| | 使用人の権限を証する書類 | | | | | | | 様式第五号 |
| | 発生フローシート | | | | | | | 排出事業者の記名押印が必要 |
| 21 | 試験検査成績書の写し | | | | | | | 検査項目は別紙2「分析項目一覧」によ る |
| 22 | 県外要綱に基づく搬入処分協議書等 の写し | | | | | | | 県外から市内への搬入の場合 |
| 23 | 他法令許認可証等の写し | | | | | | | |
| 24 | 許可証の写し | / | / | / | / | / | | 更新・変更許可申請時のみ添付 |
| 25 | 委託契約書の写し | / | / | / | / | / | | 更新許可申請時のみ添付 |
| 26 | 政令第6条の6第1号の通知の写し | / | / | / | / | / | | 特別管理産業廃棄物の更新許可時のみ 添付 |

* ~ は、省令で規定されている添付書類

: 必ず添付が必要な書類

: 該当すれば、添付が必要な書類

: 変更がない場合、添付を省略できる書類

/ : 添付を必要としない書類

<注> 同一の許可権者に対して複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていけば、他の申請については省略できる(例えば、産業廃棄物処分量の許可申請と特別管理産業廃棄物処分量の許可申請を同時に行う場合など)。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書(様式第十八号)を添付すること。

別紙 5

性状の分析を行う設備

| 項 目 | 規 格 | 主要な機器 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水素イオン濃度指数 | JIS K 0102(2008)の 12.1 | pH計 (ガラス電極) |
| アルキル水銀化合物 | S46 環境庁告示第 59 号付表 2 S49 環境庁告示第 64 号付表 3 | 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ 還元気化装置付原子吸光分析装置 |
| 水銀又はその化合物 | S46 環境庁告示第 59 号付表 1 " 備考 1 (4) | 還元気化装置付原子吸光分析装置 加熱気化装置付原子吸光分析装置 |
| カドミウム又はその化合物 | JIS K0102(2008)の 55 | 光電分光光度計 光電光度計 原子吸光分析装置 吸光度計 ICP 発光分光分析装置 ICP 質量分析装置 |
| 鉛又はその化合物 | JIS K0102(2008)の 54 | 光電分光光度計 光電光度計 原子吸光分析装置 吸光度計 ICP 発光分光分析装置 ICP 質量分析装置 |
| 有機燐化合物 | S49 環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は JIS K0102(2008)の 31.1 に定める方法のうちガ スクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトン にあっては、S49 環境庁告示第 64 号付表 2 に 掲げる方法) | 炎光検出器付ガスクロマトグラフ 光電分光光度計 光電光度計 吸光度計 光検出器付ガスクロマトグラフ アルカリ熱イオン化検出器付ガスクロマトグラフ |
| 六価クロム化合物 | JIS K0102(2008)の 65.2 | 光電分光光度計 光電光度計 原子吸光分析装置 吸光度計 ICP 発光分光分析装置 ICP 質量分析装置 |
| 砒素又はその化合物 | JIS K0102(2008)の 61 | 光電分光光度計 光電光度計 水素化砒素発生装置付原子吸光分析装置 吸光度計 水素化物発生装置誘導結合高周波プラズマ発光分析装置 ICP 質量分析装置 |
| シアン化合物 | JIS K0102(2008)の 38(38.1.1 に定める方法を 除く。) | 蒸留装置及び光電分光光度計 蒸留装置及び光電光度計 蒸留装置及びシアン化合物イオン電極付電位差計(イオン電極計) |
| P C B | JIS K0093(2006) S46 環境庁告示第 59 号付表 3 S48 環境庁告示第 13 号別表第 1 | 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| トリクロロエチレン | JIS K0125(2008)の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5 S48 環境庁告示第 13 号別表第 2 の (3) 2 " 第 3 " 第 8 | 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ バージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 バージ・トラップ装置付水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ |
| テトラクロロエチレン | JIS K0125(2008)の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5 S48 環境庁告示第 13 号別表第 2 の (3) 2 " 第 3 " 第 8 | 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ バージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 バージ・トラップ装置付水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ |
| ジクロロメタン | JIS K0125(1995)の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 S48 環境庁告示第 13 号別表第 8 | バージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 バージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 四塩化炭素 | JIS K0125(1995)の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、 5.5 S48 環境庁告示第 13 号別表第 3 " 第 8 | バージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 バージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 1,2-ジクロロメタン | JIS K0125(1995)の 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 S48 環境庁告示第 13 号別表第 8 | バージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 バージ・トラップ装置、電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ バージ・トラップ装置、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |

| 項目 | 規格 | 主要な機器 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1,1-ジクロロエタン | JIS K0125(1995)の5.1.5.2.5.3.2.5.4.1 S48 環境庁告示第13号別表第8 | パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置,水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | JIS K0125(1995)の5.1.5.2.5.3.2.5.4.1 S48 環境庁告示第13号別表第8 | パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置,水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | JIS K0125(1995)の5.1.5.2.5.3.2.5.4.1.5.5 S48 環境庁告示第13号別表第3 " 第8 | パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置,電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 1,1,2-トリクロロエタン | JIS K0125(1995)の5.1.5.2.5.3.2.5.4.1.5.5 S48 環境庁告示第13号別表第3 " 第8 | パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置,電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 1,3-ジクロロプロパン | JIS K0125(1995)の5.1.5.2.5.3.2.5.4.1 | パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置,電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ |
| 酢酸 | S46 環境庁告示第59号付表4 | 高速液体クロマトグラフ |
| メタン | S46 環境庁告示第59号付表5 S48 環境庁告示第13号別表第4の(2) | ガスクロマトグラフ質量分析計 |
| 酢酸メチル | S46 環境庁告示第59号付表5 S48 環境庁告示第13号別表第4の(2) | ガスクロマトグラフ質量分析計 |
| ベンゼン | JIS K0125(1995)の5.1.5.2.5.3.2.5.4.2 S48 環境庁告示第13号別表第8 | パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置,水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ 水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ |
| 他又はその化合物 | JIS K0102(2008)の67 | 光電分光光度計 光電光度計 吸光光度計 水素化物発生装置原子吸光分析装置 水素化物発生装置誘導結合高周波プラズマ発光分析装置 ICP質量分析装置 |
| 1,4-ジメチルベンゼン | 昭和46年環境庁告示第59号付表7 | ガスクロマトグラフ質量分析計 パージ・トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計 |
| 引火点 | JIS K2265(2007)の1~4 | タケ密閉式引火点試験器 セタ密閉式引火点試験器 ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器 クリーブランド開放式引火点試験器 |
| 油分 | 下水道試験法(2012)第5編第1章第24節 JIS K0102(2008)の24.2 | ソックスレー抽出装置 |

注1) 機器名の前に ~ の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。

注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。

注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であることが必要である。

注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある。

注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。

注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。

性状の分析を行う者の資格

| No | 学 歴 | 実 務 経 験 |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| | 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 6 箇月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者 |
| | 衛生検査技師又は臨床検査技師 | |
| | 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 1 年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者 |
| | 、 又は に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者 | |

注 1) 環境計量士、水質関係第一種及び第二種公害防止管理者は、 の該当者とみなす。

注 2) 有害物質以外の項目を分析する場合は、学校教育法に基づく高等学校、短期大学、高等専門学校又は大学を卒業し、1 年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事経験のある者は の該当者とみなす。

注 3) 性状の分析を行う者は申請者の常駐する雇用人であることを原則とするが、申請者が日常的に必要な分析を支障なくかつ遅滞なく行うことができるならば、関連会社等の当該施設に常駐する雇用人でも差し支えない。

別紙 7

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業許可証の許可番号

統一許可番号の構成（10桁）

- 1 都道府県・政令市の固有番号として2桁
- 2 業の種類を示す番号として1桁
- 3 浜松市で規定する番号として1桁
- 4 許可業者の固有番号として6桁

| 都道府県政令市番号 | 業の種類番号 | 浜松市の自由番号 | 許可業者固有番号 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 2桁 ^{*1} | 1桁 ^{*2} | 1桁 ^{*3} | 6桁 ^{*4} |

* 1（都道府県政令市番号）

浜松市 63

* 2（業の種類番号）

| | | |
|----------------|-----------|---|
| 産業廃棄物収集運搬業 | 積替を含まないもの | 0 |
| | 積替を含むもの | 1 |
| 産業廃棄物処分業 | 中間処分のみ | 2 |
| | 最終処分のみ | 3 |
| | 中間処分、最終処分 | 4 |
| 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 積替を含まないもの | 5 |
| | 積替を含むもの | 6 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 中間処分のみ | 7 |
| | 最終処分のみ | 8 |
| | 中間処分、最終処分 | 9 |

* 3（浜松市自由番号）

住所を市内に有する者..... 1

〃 県内（浜松市以外）に有する者..... 2

〃 県外に有する者..... 3

* 4（許可業者固有番号）

環境省から付された番号

（統一許可番号の例）

業の種類番号

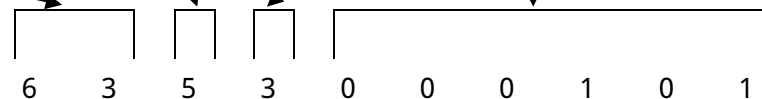
（特別管理産業廃棄物収集運搬業

積替を含まないもの）

浜松市自由番号（県外業者）

許可業者の固有番号

浜松市番号



産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）コード表

| 産業廃棄物の種類コード | 特別管理産業廃棄物の種類コード |
|------------------------------|-----------------|
| 1：燃え殻 | 21：引火性廃油 |
| 2：汚泥 | 22：腐食性廃酸 |
| 3：廃油 | 23：腐食性廃アルカリ |
| 4：廃酸 | 24：感染性産業廃棄物 |
| 5：廃アルカリ | 25：特定有害廃PCB等 |
| 6：廃プラスチック類 | 26：特定有害廃PCB汚染物 |
| 7：紙くず | 262：特定有害廃PCB処理物 |
| 8：木くず | 27：特定有害指定下水汚泥 |
| 9：繊維くず | 28：特定有害鉱さい |
| 10：動植物性残さ | 29：特定有害廃石綿等 |
| 102：動物系固形不要物 | 30：特定有害ばいじん |
| 11：ゴムくず | 31：特定有害燃え殻 |
| 12：金属くず | 32：特定有害廃油 |
| 13：ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず | 33：特定有害汚泥 |
| 14：鉱さい | 34：特定有害廃酸 |
| 15：がれき類 | 35：特定有害廃アルカリ |
| 16：動物のふん尿 | 36：特定有害廃棄物 |
| 17：動物の死体 | |
| 18：ばいじん | |
| 19：13号廃棄物 | |

処理施設設置許可証の許可番号

許可番号構成（9桁）

| 設置年度 番号 2桁 (*1) | 施設番号 2桁 (*2) | 施設区分 番号 3桁 (*3) | 設置者 区分番号 1桁 (*4) | 設置・変更 区分番号 1桁 (*5) |
|--------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|
|--------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|

*1：設置年度番号

西暦の末尾2桁 (例) 1995 95

*2：施設番号

年度毎に更新する施設番号

ただし、産廃(15条)・一廃(8条)に区分した上で01からの連番

*3：施設区分番号

一廃：5トン/日以上のごみ処置施設 001

最終処分場 002

産廃：政令第7条施設の各号番号

(例) 汚泥の脱水施設 010

汚泥の乾燥施設 020

5トン/日以上焼却施設 132

遮断型最終処分場 141

安定型 " 142

管理型 " 143

なお、2以上の政令施設に該当する中間処理施設は150とする。

*4：設置者区分番号

設置者が排出事業所である施設 1

処理業者 2

公共機関 3

*5：設置・変更区分番号

設置(新規)許可 1

変更許可 2からの連番

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 収集運搬する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

| 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類 | 運搬量 (t/月 又は m ³ /月) | 積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地 | 備 考 | | | |
|---------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|-----|------------------------------|----------------------------|---------------------|
| | | | 性 状 | 予定排出事業場の 名称、所在地及び電 話番号 | 予定運搬先の名 称、所在地及び電 話番号 | 予定運搬先 での処分方 法 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類ごとに記載すること。

4．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

平成 年 月 日

| 役員 | 政令第6条の10に定める 使用人 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|----|---------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| | | | | | | |

5．環境保全措置の概要

（1）運搬に際し講じる措置

（2）積み替え保管施設において講ずる措置

（3）その他

車両写真

| 車両番号 | | 最大積載量 kg |
|--------|--|-------------|
| 車両斜め写真 | | |
| 車両正面写真 | | |

様式第二号（省令第九条の二第二項第五号、同条第三項、第十条の十二第二項関係）

| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 | | |
|----------------------------------|---------|--|
| 内 容 | 金額（千円） | |
| 事業の開始に要する資金の総額 | | |
| 土 地 | | |
| 事 務 所 | | |
| 収集運搬車両 | | |
| 積替保管施設 | | |
| | | |
| | | |
| 調 達 方 法 | 自 己 資 金 | |
| | 借 入 金 | |
| | （借入先名） | |
| | | |
| | | |
| | そ の 他 | |
| | 増 資 | |
| | | |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。 | | |

様式第三号（省令第九条の二第二項第七号、同条第三項、第十条の十二第二項関係）

| 資産に関する調書 平成 年 月 日現在 | | | |
|---------------------|-----|-----|-----------|
| 資産の種類 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額（千円） |
| 現金貯金 | | | |
| 有価証券 | | | |
| 未収入金 | | | |
| 売掛金 | | | |
| 受取手形 | | | |
| 土 地 | | | |
| 建 物 | | | |
| 備 品 | | | |
| 車 両 | | | |
| そ の 他 | | | |
| | | | |
| 資 産 計 | | | |
| 負債の種類 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 | | | |
| 短期借入金 | | | |
| 未払金 | | | |
| 預り金 | | | |
| 前受金 | | | |
| 買掛金 | | | |
| 支払手形 | | | |
| そ の 他 | | | |
| | | | |
| 負 債 計 | | | |

あて先 浜松市長

誓 約 書

許可申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

⑩

使用人証明書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記の者は、使用人であつて、次に掲げるものの代表者であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の10に規定する使用人であることを証明します。

(次のいずれかに○印をつけてください。)

- 1 本店又は支店(商人以外のものであつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

職 印

(特別管理)産業廃棄物の発生フローシート

| 事業活動の内容 | 産業廃棄物の発生過程 | 発生産業廃棄物名 (性状等) | 特別管理産業廃棄物に 該当 非該当 | 試験検査 成績書の 有無 | 処理・ 処分の 方法 |
|--------------------|------------|-------------------|-------------------------|--------------------|------------------|
| | | | | | |
| 水質汚濁防止法特定施設 | | | | | |
| 大気汚染防止法特定施設 | | | | | |
| ダイオキシン類対策特別措置法特定施設 | | | | | |
| 収集運搬委託予定業者 | | | | | |
| 処分委託予定業者 | | | | | |

上記事項に相違ありません。

平成 年 月 日

排出事業所 住所

氏名 印
(法人にあっては名称及び代表者等の氏名)

積替え保管に係る事業概要書

1 積替え保管施設等の概要

| 積替え・ 保管の別 | 設置場所 | 地目 | 面 積 (積替え・保管場所の面積) | 土地の所有者の住所、氏名 施設の所有者の住所、氏名 |
|--------------|------|----|--------------------------------------|------------------------------|
| | | | m ² (m ²) | |
| | | | m ² (m ²) | |
| | | | m ² (m ²) | |
| | | | m ² (m ²) | |
| | | | m ² (m ²) | |

2 積替え保管等の概要

| | |
|-------------------------|--|
| 積替え保管の理由 | |
| 取扱産業廃棄物名 | |
| 積替え保管の方法 (作業時間) | |
| 廃棄物の最大保管量 | |
| 関係法令の規制 | |
| 使用する重機等 | |
| 悪臭対策の方法 | |
| 排水対策の方法 | |
| 騒音振動対策の方法 | |
| 防火対策の方法 | |
| 責任者の氏名等 (住所、氏名、電話番号) | |

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

添付書類省略理由書

(あて先) 浜松市長

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

下記の添付書類は、次の理由によりその添付を省略しました。

記

1. 省略する添付書類

2. 省略理由

上記添付書類は次の申請書に添付したものとその内容が同一のため、その添付を省略します。

添付した申請書

事業計画の概要を記載した書類

1. 全体計画の概要（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

| 産業廃棄物 （特別管理 産業廃棄物） の種類 | 処分方法 | 処分量 （t/月 又は m ³ /月） | 備 考 | | | |
|---------------------------------|------|-----------------------------------------|-----|---------------------------------|--------------------------------------|--------------|
| | | | 性 状 | 予定排出事業場の 名称、所在地及び 電 話 番 号 | 予定収集運搬者の 名 称、所 在 地 及 び 電 話 番 号 | 処分後の 処理方法 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

| | |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 中間処理施設の概要 | |
| 処理施設の種類 | |
| 設置場所 | |
| 設置年月日 | |
| 設置許可年月日 及び設置許可番号 | |
| 廃棄物の種類（処理能力） | $m^3/\text{日}$ （ ）時間 $t/\text{日}$ （ ）時間 $m^3/\text{時間}$ $t/\text{時間}$ |
| 処理施設の処理方式 及び設備の概要 *保管施設（設置場所、廃棄物の種類、面積、容量、保管方法など）の概要を含む。 | |
| 環境保全設備の概要 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------------|--|------|---------------------|------------------|------|---------------------|------------------|---------------------|---------------------|------------------|
| 4. 最終処分場の概要 | | | | | | | | | | | | | |
| 最終処分場の種類及び名称 | (遮断型 管理型 安定型) | | | | | | | | | | | | |
| 設 置 場 所 | | | | | | | | | | | | | |
| 設 置 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号 | | | | | | | | | | | | | |
| 最 終 処 分 場 の 規 模 等 | <table> <tr> <td>全体面積</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立面積</td> <td>m² (残面積</td> <td>m²)</td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td>m³ (残容量</td> <td>m³)</td> </tr> <tr> <td>埋立容量のうち、 産業廃棄物容量</td> <td>m³ (残容量</td> <td>m³)</td> </tr> </table> | 全体面積 | m ² | | 埋立面積 | m ² (残面積 | m ²) | 埋立容量 | m ³ (残容量 | m ³) | 埋立容量のうち、 産業廃棄物容量 | m ³ (残容量 | m ³) |
| 全体面積 | m ² | | | | | | | | | | | | |
| 埋立面積 | m ² (残面積 | m ²) | | | | | | | | | | | |
| 埋立容量 | m ³ (残容量 | m ³) | | | | | | | | | | | |
| 埋立容量のうち、 産業廃棄物容量 | m ³ (残容量 | m ³) | | | | | | | | | | | |
| 埋立対象廃棄物の種類 | | | | | | | | | | | | | |
| 構造及び設備の概要 | | | | | | | | | | | | | |
| 放流水の水質等 | | | | | | | | | | | | | |
| その他環境保全対策 | | | | | | | | | | | | | |

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

| 役員 | 政令第6条の10に定める使用人 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|----|-----------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（日本工業規格 A列4番）

6．環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

| 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 処分後の 産業廃棄物の種類 | |
| 発生量 (t/月又はm ³ /月) | |
| 処理方法 | 自己処理 (処分場所) |
| | 委託処理 (処分業者名) |
| | |
| | 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 (中間処理、売却の場合は、具体的な方法) |
| 備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | |

様式第十一号（省令第10条の4第2項第7号、同条第3項、第10条の16第2項関係）

| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 | |
|----------------------------------|-------------|
| 内 訳 | 金 額（千 円） |
| 事業の開始に要する 資金の総額 | 土 地 |
| | 事 務 所 |
| | 処 理 施 設 |
| | |
| | |
| | |
| 調 達 方 法 | 自 己 資 金 |
| | 借 入 金 |
| | （ 借 入 先 名 ） |
| | |
| | |
| | そ の 他 |
| | 増 資 |
| | |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。 | |

（日本工業規格 A列4番）

様式第十二号（省令第10条の4第2項第8号、同条第3項、第10条の16第2項関係）

| 資 産 に 関 す る 調 書 | | | | 年 | 月 | 日現在 |
|-----------------|-----|-----|-----------|---|---|-----|
| 資産の種別 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額（千円） | | | |
| 現金預金 | | | | | | |
| 有価証券 | | | | | | |
| 未収入金 | | | | | | |
| 売掛金 | | | | | | |
| 受取手形 | | | | | | |
| 土 地 | | | | | | |
| 建 物 | | | | | | |
| 備 品 | | | | | | |
| 車 両 | | | | | | |
| そ の 他 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 資 産 計 | | | | | | |
| 負債の種別 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額（千円） | | | |
| 長期借入金 | | | | | | |
| 短期借入金 | | | | | | |
| 未払金 | | | | | | |
| 預り金 | | | | | | |
| 前受金 | | | | | | |
| 買掛金 | | | | | | |
| 支払手形 | | | | | | |
| そ の 他 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 負 債 計 | | | | | | |

（日本工業規格 A列4番）

4 計画地

地積

m²、用途地域

地域

| 施設等 | 所在地 | 所有者住所・氏名 |
|-----------|-----|----------|
| 処理施設 | | |
| 保管施設（処理前） | | |
| 保管施設（処理後） | | |
| 事務所 | | |

5 施設の概要

(1) 処理施設

| 項目 | 施工状況 |
|-----------|------|
| 腐食防止 | |
| 排水処理施設 | |
| 排ガス処理施設 | |
| 床、地盤面の材質 | |
| 飛散及び流出の防止 | |
| 騒音及び振動の防止 | |
| 悪臭の防止 | |
| 炉温の測定 | |
| 助燃装置 | |
| 供給空気量調整装置 | |

(2) 保管施設 (処理前)

| 項目 | 施工状況 |
|------|----------------|
| 囲い等 | |
| 表示 | |
| 保管方法 | |
| 保管面積 | m ² |
| 保管容量 | m ³ |

(3) 保管施設 (処理後)

| 項目 | 施工状況 |
|------|----------------|
| 囲い等 | |
| 表示 | |
| 保管方法 | |
| 保管面積 | m ² |
| 保管容量 | m ³ |

6 維持管理の概要

| 項目 | 管理方法 |
|------------------------|------|
| 性状の分析及び計量 | |
| 能力以上の投入防止 | |
| 事故の防止 | |
| 定期的な点検、 機能検査及び清掃等 | |
| 飛散及び流出防止 | |
| 悪臭の防止 | |
| 害虫等の発生防止 | |
| 騒音及び振動の防止 | |
| 火災の防止 | |
| 放流水、ばい煙、pH等の 定期的な検査 | |
| 記録及び保存 | |
| 中間処理後残さの 処分方法 | |

7 関係法令の規定による許認可等の状況

| 法令名 | 許認可等の内容 | 許認可等の年月日 |
|-----|---------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

8 資金計画

(1) 施設設置に要する費用

(2) 調達方法

4 資金計画

(収入)

(単位：千円)

| 科 目 | 年次 | 年次 | 年次 |
|----------|----|----|----|
| 自 己 資 金 | | | |
| 借 入 金 | | | |
| 財 産 収 入 | | | |
| 不動産売却収入 | | | |
| | | | |
| 寄 付 金 | | | |
| 負担金及び補助金 | | | |
| そ の 他 | | | |
| 計 | | | |

(支出)

(単位：千円)

| 科 目 | 年次 | 年次 | 年次 |
|-------------------|----|----|----|
| 1 本 工 事 費 | | | |
| (1)直接工事費 | | | |
| ア 材 料 費 | | | |
| イ 労 務 費 | | | |
| ウ 直 接 経 費 | | | |
| (ア)特許使用料 | | | |
| (イ)水道高熱電力量 | | | |
| (ウ)機 械 経 費 | | | |
| (2)間接工事費 | | | |
| ア 共 通 仮 設 費 | | | |
| (ア)運 搬 費 | | | |
| (イ)準 備 費 | | | |
| (ウ)仮 設 費 | | | |
| (イ)事業損失防止施設費 | | | |
| (オ)役 務 費 | | | |
| (カ)技 術 管 理 費 | | | |
| (キ)営 繕 費 | | | |
| (ク)安 全 費 | | | |
| イ 現 場 管 理 費 | | | |
| 2 附 帯 工 事 費 | | | |
| 3 測 量 費 及 び 試 験 費 | | | |
| 4 用 地 費 及 び 試 験 費 | | | |
| 5 借 入 金 | | | |
| 6 そ の 他 経 費 | | | |
| 計 | | | |

5 計画地

実測面積

m²

地積

m²、用途地域

地域

詳細は別紙土地現況調書のとおり

(町名、地番、地目、面積、所有者住所及び氏名が記載されたもので隣接地を含む)

6 構造の概要

(1) 共通基準

| 項 目 | 施 工 状 況 |
|--------------------|-------------------------|
| 囲 い 等 | |
| 立 札 等 | |
| 地滑り防止工及び 沈下防止工 | |
| 貯留構造物 (擁壁等) | |
| 地表水等集排水設備 | |
| 保 安 距 離 | |
| 崩 壊 防 止 (切 土) | |
| その他の防災対策 | (調整池容量 m ³) |
| 放流量及び放流先 | m ³ /日 |

| 項 目 | 施 工 状 況 |
|----------|---------|
| 基準高等の設定 | |
| 区 域 杭 | |
| 搬 入 路 等 | |
| 消 火 設 備 | |
| 管 理 棟 | |
| 覆土用土砂等置場 | |
| 埋め立て後の措置 | |

(2) 個別基準

ア 安定型最終処分場（建設廃材又はガラスくず・陶磁器くずを処分するものに限る）

| 項 目 | 施 工 状 況 |
|----------------|---------|
| 埋立地内の 集排水施設 | |
| その他の設備 | |

イ 管理型最終処分場（ア以外の安定型最終処分場を含む）

| 項 目 | 施 工 状 況 |
|-----------------|---------|
| 遮水工 | |
| 保有水等の集水設備 | |
| 浸透液処理設備 | |
| 地下水の水質 観測用井戸 | |
| 発生ガス排出設備 | |
| その他の設備 | |

ウ 遮断型最終処分場

| 項 目 | 施 工 状 況 |
|---------|---------|
| 外周仕切り設備 | |
| 内部仕切設備 | |

(3) 個別基準

ア 安定型最終処分場（建設廃材又はガラスくず・陶磁器くずを処分するものに限る）

| 項目 | 施工状況 |
|----------|------|
| 擁壁等の管理 | |
| 放流水の水質検査 | |

イ 管理型最終処分場（ア以外の安定型最終処分場を含む）

| 項目 | 施工状況 |
|--------------|------|
| 蒸留水の排除 | |
| 擁壁等の管理 | |
| 遮水工の管理 | |
| 浸出液処理設備の管理 | |
| 放流水の水質検査 | |
| 地下水の水質検査 | |
| 発生ガスの排除設備の管理 | |
| 中間覆土 | |

ウ 遮断型最終処分場

| 項 目 | 施 工 状 況 |
|-----------------------|---------|
| 蒸留水の排除 | |
| 外周仕切設備及び 内部仕切設備の管理 | |
| 地下水の水質検査 | |

8 事前協議の状況

年 月 日付け 承認通知

9 関係法令の規定による許認可等の状況

| 法 令 名 | 許 認 可 等 の 内 容 | 許認可等の年月日 |
|-------|---------------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

浜環産第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

産業廃棄物処理施設使用前検査確認通知書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項（法第15条の2の5第2項により準用される場合を含む。）の規定により 年 月 日付けで検査申請のあった下記の産業廃棄物処理施設については、所定の基準に適合していることを確認したので通知します。

記

- 1 処理施設の区分
- 2 処理施設の設置場所
- 3 設置許可年月日
- 4 設置許可番号

応急措置設備・器具リスト

| 番号 | 種類 | 防災備品 | 規格 | 数量 |
|----|------------|------|----|----|
| | 保護衣 | | | |
| | 保護手袋 | | | |
| | 保護長靴 | | | |
| | 呼吸用保護具 | | | |
| | 保護眼鏡 | | | |
| | 流出・飛散防止用具 | | | |
| | 回収用具 | | | |
| | 消火設備 | | | |
| | 連絡設備・器具 | | | |
| | 緊急時対応マニュアル | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- (注) 1 ~ は、全て保有していること。
- 2 ~ の写真又は図面が添付されていること。
- 3 数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。

緊急時対応マニュアル

| | | | | |
|-----------------|---------------|-----------------|------|------|
| 品名 | | PCB(ポリ塩化ビフェニル) | 国連番号 | 2315 |
| イエローカード 指針番号 | | 171(低、中程度の有害物質) | | |
| 緊急措置 | | | | |
| 緊急通報 | | | | |
| 緊急連絡 | | | | |
| 火災時 | 運搬車 | | | |
| | 積替え・ 保管施設 | | | |
| 漏洩時 | 液体漏洩 | | | |
| | 固体 | | | |
| 暴露・接触時の応急処 置 | 蒸気吸入 | | | |
| | 皮膚接触 | | | |
| | 眼 | | | |
| | 口腔内に入っ た場合 | | | |
| 事後処理 | | | | |

(注)全ての項目を記載のこと。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業作業従事者名簿

| 番号 | 氏名 |
|----|----|
| 1 | |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |
| 11 | |
| 12 | |
| 13 | |
| 14 | |
| 15 | |
| 16 | |
| 17 | |
| 18 | |
| 19 | |
| 20 | |

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
届出者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更・廃止届
出書

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出の変更・廃止をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定により次のとおり届け出ます。

記

| | |
|-------------------------------------|--|
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所 | |
| 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出年月日 | |
| 変更又は廃止の内容 | |
| 変更又は廃止の理由 | |
| 変更・廃止年月日 | |

- 備考
- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第4項に規定する受理書を添付すること。
 - 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 3 記入欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

住 所
氏 名

浜松市長 鈴木 康友

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置に係る届出受理書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出を受理します。

記

| | | |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所 | | |
| 産業廃棄物処理施設の種類 | | |
| 処理する一般廃棄物の種類 | | |
| 施設の許可 産業廃棄物処理 | 許可の年月日 | 平成 年 月 日 |
| | 許可番号 | 第 号 |
| | 産業廃棄物の種類 | |
| | 許可に付された条件 | |
| 留 意 事 項 | | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による届出に係る産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、本受理書を添えて届け出ること。</p> |

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
返納者 氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

許可証等返納書

産業廃棄物処理業に係る許可証等について、次のとおり返納します。

記

| | |
|-------------|----------|
| 許可等の年月日 | 平成 年 月 日 |
| 返納する許可証等の種類 | |
| 許可番号 | 第 号 |
| 返納の理由 | |

備考 許可証等を添付すること。